

令和6年8月1日
内閣官房
内閣府
消防庁

避難施設一覧の更新について

1. 概要

武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、国民保護法（第148条）では、都道府県知事（指定都市にあっては市長）が、当該施設の管理者の同意を得て、避難施設としてあらかじめ指定しなければならないことを規定しています。

そのため、都道府県知事及び指定都市の市長は、関係自治体等と連携し、避難施設の指定を行っています。

内閣官房では、指定された避難施設に関する情報をとりまとめ、内閣官房国民保護ポータルサイト上で公表しており、このたび令和6年4月1日現在の情報に更新しましたので、お知らせします。

令和6年4月1日現在の避難施設は100,116箇所が指定されています。

また、内閣官房では、関係省庁と連携し、避難施設のうちミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効な緊急一時避難施設（コンクリート造りの堅ろうな建物や地下施設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間を集中的な取組期間として指定を促進しているところです。令和6年4月1日現在、緊急一時避難施設は58,589箇所、そのうち地下施設（地下への避難が可能な建物）は3,926箇所となっています。

避難施設の一覧は、以下のページよりご確認下さい

避難施設の指定（<https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>）

あわせて、ミサイル攻撃等からの避難に備え、「内閣官房国民保護ポータルサイト」の「弾道ミサイル飛来時の行動について」及び「武力攻撃やテロなどから身を守るために（パンフレット）」もご参照ください。

（参考）

弾道ミサイル飛来時の行動について

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>

武力攻撃やテロなどから身を守るために（パンフレット）

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryuu/hogo_manual.html

避難施設数一覧（令和6年4月1日現在）

（単位：箇所）

	指定権者	(A) 避難施設	(B) (A)のうち				(F) (A)のうち 屋外避難施設
			(B) (A)のうち 屋内避難施設	(C) (B)のうち 避難所	(D) (B)のうち 緊急一時避難施設	(E) (D)のうち	
						地下施設	
1	北海道	8,410	5,376	5,103	3,454	15	3,773
2	青森県	1,856	1,457	1,383	640	8	1,243
3	岩手県	1,536	1,396	1,383	606	23	1,099
4	宮城県	1,347	1,117	1,029	796	28	1,152
5	秋田県	1,939	1,405	1,362	656	45	1,282
6	山形県	2,754	1,556	1,056	980	99	1,384
7	福島県	2,351	1,792	1,721	1,119	132	1,398
8	茨城県	1,878	1,800	1,652	1,060	13	1,491
9	栃木県	1,276	1,187	1,084	810	27	887
10	群馬県	1,523	1,396	1,360	775	14	1,013
11	埼玉県	2,963	2,081	2,010	1,594	25	2,696
12	千葉県	2,346	2,080	1,817	1,747	60	1,802
13	東京都	4,896	4,604	3,708	4,438	656	2,632
14	神奈川県	966	847	750	775	29	750
15	新潟県	2,618	2,110	1,947	1,346	128	1,599
16	富山県	1,735	1,501	1,200	976	157	854
17	石川県	1,916	1,380	1,143	1,120	215	964
18	福井県	1,269	895	858	762	47	1,064
19	山梨県	764	677	675	455	13	596
20	長野県	3,749	3,176	2,593	1,338	132	1,926
21	岐阜県	2,541	2,159	1,793	1,632	301	1,117
22	静岡県	1,564	944	835	800	105	661
23	愛知県	3,497	2,133	2,001	1,788	168	2,703
24	三重県	1,962	1,404	1,324	1,051	79	614
25	滋賀県	919	894	892	716	4	551
26	京都府	1,118	999	948	759	5	776
27	大阪府	2,603	1,969	1,594	1,837	78	1,772
28	兵庫県	1,942	1,861	1,860	1,706	29	1,502
29	奈良県	1,237	1,165	1,136	747	22	582
30	和歌山県	1,263	1,135	997	849	18	721
31	鳥取県	573	391	389	286	3	333
32	島根県	904	794	783	595	3	624
33	岡山県	1,165	1,122	1,085	800	28	829
34	広島県	1,050	924	882	832	22	831
35	山口県	1,325	1,208	970	920	134	787
36	徳島県	927	904	899	687	7	540
37	香川県	933	753	711	683	45	693
38	愛媛県	1,612	1,436	1,403	1,203	12	910
39	高知県	1,075	1,056	1,043	677	18	364
40	福岡県	3,340	2,223	2,127	1,738	18	1,243
41	佐賀県	368	357	356	279	1	277
42	長崎県	2,424	1,907	1,638	1,265	20	1,383
43	熊本県	1,482	1,265	1,222	895	2	1,108
44	大分県	1,323	991	935	657	16	1,113
45	宮崎県	1,097	936	917	600	3	675
46	鹿児島県	2,200	2,136	2,058	1,768	18	1,825
47	沖縄県	1,346	936	809	935	6	1,092

避難施設数一覧（令和6年4月1日現在）

（単位：箇所）

	指定権者	(A) 避難施設	(B) (A)のうち				(F) (A)のうち 屋外避難施設
			屋内避難施設	(C) (B)のうち 避難所	(D) (B)のうち 緊急一時避難施設	(E) (D)のうち 地下施設	
48	札幌市	1,335	519	442	283	77	1,129
49	仙台市	266	258	189	257	38	212
50	さいたま市	260	260	260	253	4	257
51	千葉市	353	302	269	293	15	247
52	横浜市	596	596	460	596	47	514
53	川崎市	177	177	176	176	7	175
54	相模原市	132	129	109	129	7	126
55	新潟市	625	365	360	150	7	436
56	静岡市	436	195	190	179	5	258
57	浜松市	387	182	182	165	0	207
58	名古屋市	713	533	418	528	119	198
59	京都市	413	407	351	401	56	6
60	大阪市	1,542	749	650	748	198	1,294
61	堺市	202	202	164	202	31	0
62	神戸市	439	439	301	438	139	268
63	岡山市	220	218	203	191	15	156
64	広島市	252	231	210	230	27	219
65	北九州市	645	520	502	448	20	291
66	福岡市	917	558	413	541	74	555
67	熊本市	324	259	248	229	9	277
	合計	100,116	78,934	71,538	58,589	3,926	62,056

注1 消防庁が各指定権者の状況をとりとめた資料に基づき内閣官房が作成

注2 屋内避難施設と屋外避難施設のいずれにも該当する施設が40,874箇所存在するため、これらの合計値と避難施設数は一致しない

注3 避難所と緊急一時避難施設のいずれにも該当する施設が51,193箇所存在するため、これらの合計値と屋内避難施設数は一致しない

注4 都道府県の避難施設数に指定都市の避難施設数は含まない